

飯綱町しなの鉄道活性化協議会運営規程

(平成 24 年 11 月 12 日飯綱町告示第 69 号)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、飯綱町しなの鉄道活性化協議会設置条例（平成 24 年飯綱町条例第 3 号。以下「条例」という。）第 8 条の規定に基づき、飯綱町しなの鉄道活性化協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第 2 条 条例第 3 条第 1 項に規定する委員は、別表 1 に掲げる者とする。ただし、時代の変化に対応できるよう見直しをすることができる。

(協議会の招集通知)

第 3 条 会長は、協議会の招集を委員に通知しなければならない。

2 前項の通知は、協議会開催 7 日前までに日時、場所及び協議事項を付してこれをしなければならない。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

(欠席通知)

第 4 条 委員は、協議会に欠席しようとするときは、あらかじめ理由を付して会長に届け出なければならない。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

(協議議案)

第 5 条 会長は、前 2 条第 2 項により協議事項の資料を印刷して、あらかじめ委員に通知しなければならない。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

2 委員が発案しようとする場合は、その案を備え理由を付して、あらかじめ会長に届け出なければならない。

3 前項の規定にかかわらず緊急を要する場合は、会議の席上で発案することができる。

(協議結果の尊重義務)

第 6 条 協議会で協議が整った事項については、委員はその結果を尊重しなければならない。

(書記)

第 7 条 協議会に書記を置く。書記は、企画財政課職員のうちから町長が任命する。

2 書記は、会長の指揮を受け庶務に従事する。

(記録の作成)

第 8 条 会長は、書記に命じ協議会の会議録を作成しなければならない。

(協議会の公開)

第 9 条 協議会及び会議録は公開とする。ただし、協議会の決定により非公開とすることができる。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表1（第2条関係）

飯綱町栄町商栄会代表者

飯綱町深沢商店会代表者

長野県立北部高等学校PTA代表者

飯綱町立飯綱中学校PTA代表者

飯綱町青年団代表者

飯綱町婦人会代表者

飯綱町ネットワーク三水代表者

飯綱町観光協会代表者

飯綱町牟礼駅マイレール応援団5人

ながの農協飯綱支所長

長電バス(株)飯綱営業所長

鳥居川観光タクシー(株)代表取締役社長

(有) 飯綱ハイヤー代表取締役社長